

1. バスターミナルの種類とOCA

(1) バスターミナルの種類
 注) ここでいうバスターミナルは、都市間高速バス（空港シャトル含む）対応に限定して整理
■バスターミナルの種類

施設の位置づけの有無	法に基づく区分	法に基づく区分
自動車ターミナル ・道路や駅前広場など一般交通が入る場所以外の法によるもの （路外施設）	一般バスターミナル ・バス事業者が自らの用に供するため設置するもの 専用バスターミナル ・停留所2バース以上	一般バスターミナル ・バス事業者以外の者も設置できる ・ターミナル事業者がバス事業者から使用料を徴収 ・近畿圏ではOCAのみ
路外施設 で同法に 準拠しない もの	停留所1バース ・路外等に設置されるも のだが、自動車ターミナル法の適用を受けないもの	・大阪府内のJR・近畿圏に設けられているもの 鉄道事業者が系列バス会社が生たる利用者で、実態的に法に基づく専用バスターミナルと同じものが、法21条の適用除外規定に基づいている 専用的ターミナル
道路、駅前広場に 敷けられるもの	・道路や駅前広場など一般交通の用に供する空き地に設置されるもの（いわゆるバス停）	・個別バス事業者による道路占用・使用許可によるもの（他事業者は原則的に使えない）



(2) OCAターミナルの位置づけ

- ①平成4年5月に運輸省（現国土交通省）から自動車ターミナル法に基づく自動車ターミナル事業の経営免許を取得した、近畿圏で初めて認可を受けた「一般バスターミナル」。
- ②近畿圏唯一の自動車ターミナル法に基いて設置された一般バスターミナル。
(官民を開わず広くバス会社に対し門戸を開放)

(3) OCAと大阪市内の主なターミナル（比較的規模が大きいもの）の比較
 ~OCAには多くのバス会社が乗り入れているが、それ以外のターミナルは運営する鉄道会社の系列バス会社に特化した専用的ターミナルへ~

名称	区分	バース数	バース数	運行本数	利用するバス会社
OCA	自動車ターミナル	10 貨切バス用3 大阪空港・都市間高速用1 関西空港・都市間高速用1 都府間高速バス3 降車専用2	1 一般バスター ミナル	65路線 321便/日	JR西日本系 (10路線23便) 近畿バス (26路線35便) 南海バス (8路線24便) 日本中央バス (3路線3便) 明光バス (1路線10便)
JR四国バス				32.1	
日本交通				32.1	(6路線85便)
大阪空港交通				33便	(3路線33便)
両備バス				10便	(1路線22便)
関西空港交通				14便	(1路線32便)
大阪	駅	14 高速バス用10 阪急バス2 市バス2	14 高速バス 阪急バス 市バス	31路線 175便/日	JR西日本系 (27路線166便) その他JR系 (4路線9便)
ハービス	エント バスター ミナル	3 平日 42.0	3 平日 42.0	7路線 126便/日	阪神系 (6路線125便) その他 (1路線1便)
阪急三番 街バスタ ーミナル		6 (通常使用は3面)	6 (通常使用は3面)	29路線 123便/日	阪急系バス (34路線107便) その他 (5路線16便)

※運行本数欄の下段の数値は、高速バス用バース数当たりの運行本数を示す。
 資料：各バス会社およびバスターミナルのホームページより作成